

I 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1 勤務時間の状況について

開始時刻	終了時刻	休憩
8:30	17:15	12:00～13:00

II 職員の分限及び懲戒の状況

1 職員の分限処分状況について(平成28年度)

降任	免職	休職	降級
0	0	0	0

2 職員の懲戒処分状況について(平成28年度)

戒告	減給	停職	免職
0	0	0	0

III 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の状況について(平成28年)

平均取得日数	消化率
9.40	23.9%

2 育児休業及び部分休業の状況について(平成28年度)

	育児休業 取得者数	部分休業	
		うち両休業 取得者数	取得者数
男性職員	0	0	0
女性職員	3	0	0
計	3	0	0

IV 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員の研修(平成28年度)

御宿町では、御宿町職員人材育成基本方針に沿って、毎年度計画的に研修所での研修等を行っています。

区 分		課程数	修了職員数
研修所での研修	職責や経験別によるもの	8	32人
	業務別のもの	9	14人
外部研修	海外視察	1	1人
	ビジネスマナー	2	7人
内部研修	業務別のもの	3	210人
	職場研修	2	7人

2 人事評価の状況

御宿町では人事評価を行い、勤勉手当等への反映を行っています。

V 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員互助会

主に職員の福利厚生を充実させるため、職員互助会で各種事業を行っています。

- ・職員冠婚葬祭費助成
- ・視察研修
- ・予防接種費助成
- ・奉仕作業 など

(2) 千葉県市町村職員互助会

- ・出産費助成金 20,000円
- ・長期療養者助成金 給料20%以上減額、勤務に服することができない日1日につき1,000円(12ヶ月月限度)
- ・弔慰金 会員が死亡したとき 60,000円 ・家族弔慰金 会員の被扶養者が死亡したとき 30,000円
- ・退会せん別金 在会1年につき1,500円(支給上限年数30年)
- ・永年勤続者祝金 勤続25年10,000円
- ・入学祝金 小、中、高 それぞれ5,000円
- ・老人看護助成金 1件 20,000円 ・介護休暇助成金 1日 5,000円
- ・育児育英金 1人につき100,000円
- ・育児休暇助成金 1日につき300円(育児休業手当金等が支給される場合を除く)
- ・その他 災害給付金、永年勤続者宿泊補助券、保養所等助成金、就職祝金等

御宿町職員互助会

冠婚葬祭助成、視察研修、予防接種費助成、その他厚生に関する事業を実施していますが、会員(職員)により運営されており、事業費の原資は、すべて会員の掛金になります。

(3) 健康管理

全職員に対し、労働安全衛生法に基づく定期健康診断とその結果を基に保健指導を行い、職員の健康状態の把握と疾病の早期発見に努めています。

平成28年度の定期健康診断受診者数79人

VI勤務条件に関する措置の要求の状況

「該当案件なし」

VII不利益処分に関する不服申し立ての状況

「該当案件なし」

御宿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
平成28年度	人 7,713	千円 4,194,087	千円 142,117	千円 716,970	% 17.1	% 21.1

※水道、国保、介護会計等の公営企業会計等は除く

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

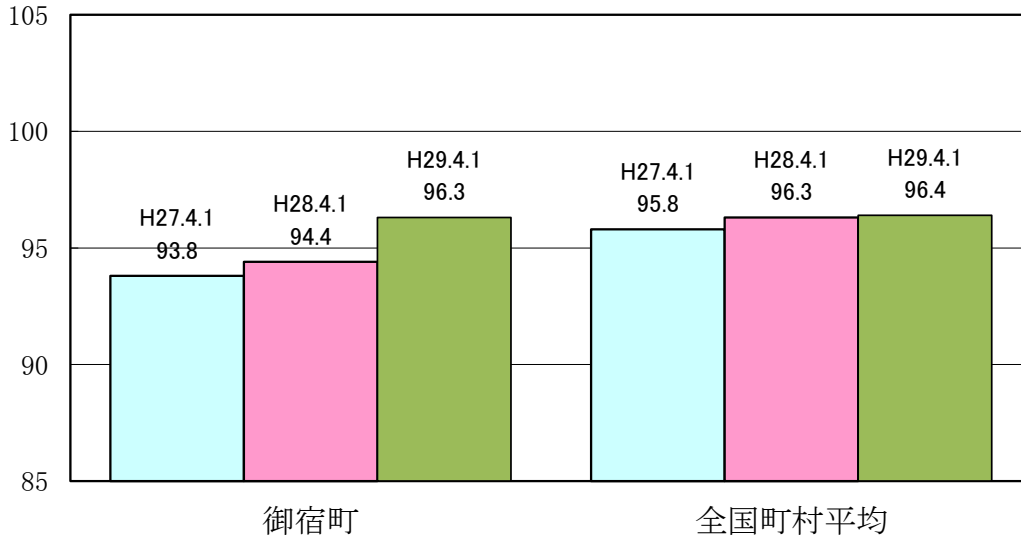
区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
平成28年度	人 85	千円 282,805	千円 38,954	千円 115,284	千円 437,043	千円 5,142

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計に係る平成28年4月1日現在の職員数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給職員の俸給月額を100として計算した指数。

(4) 給与改定の状況 ※御宿町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会の勧告はありません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成29年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% —

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において官民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月給 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成29年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

※「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し [実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直しを踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成3月31日)までの経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し [支給対象地域外のため支給なし]

③その他の見直し内: [管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施 (平成27年4月1日実施)]

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
御宿町	42.3 歳	310,484 円	343,621 円	331,457 円
千葉県	41.7 歳	317,397 円	411,112 円	— 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円

②技能労務職

	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
御宿町	56.3 歳	2 人	297,750 円	302,000 円	301,050 円
千葉県	53.3 歳	-	321,180 円	381,015 円	- 円
国	50.6 歳	-	286,833 円	- 円	328,360 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		御宿町	千葉県	国(総合職)
一般行政職	大学卒	178,200 円	184,800 円	182,700 円
	高校卒	146,100 円	150,500 円	—
技能労務職	高校卒	141,600 円	148,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成29年4月1日現在)

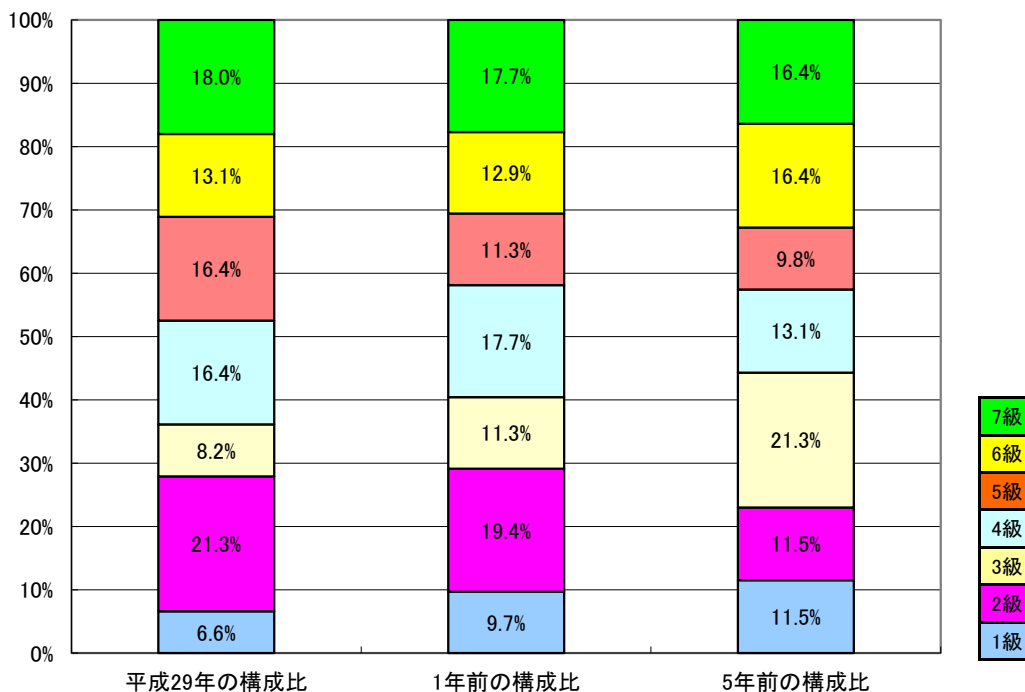
区 分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大学卒	274,900 円	312,300 円	370,600 円
	高校卒	- 円	258,800 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	4 人	6.6 %	141,600 円	246,600 円
2 級	主事	13 人	21.3 %	184,800 円	303,400 円
3 級	主任主事	5 人	8.2 %	227,900 円	349,200 円
4 級	係長	10 人	16.4 %	261,100 円	381,800 円
5 級	主査	10 人	16.4 %	287,100 円	392,200 円
6 級	課長補佐・班長・公民館長・認定こども園長	8 人	13.1 %	317,700 円	409,400 円
7 級	課長・主幹・議会事務局長・会計管理者	11 人	18.0 %	361,800 円	444,100 円

- (注) 1 御宿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数であり、かつ、「地方公務員給与実態調査」による一般行政職に該当する職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○	○	○
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御宿町	
1人当たり平均支給額(平成28年度)	
1,351	千円
(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分
1.45 月分	0.80 月分
(下段は再任用職員に係る支給割合)	
(加算措置の状況)	
職務の級等による加算措置	
(5~15%)	

○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当の支給率(平成29年4月1日現在)

御宿町				
	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分
勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~20%加算)			
1人当たり平均支給額	2,474	千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支給していません。

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

平成18年度をもって廃止しました。

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(平成28年度決算)	13,189 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	155 千円
支給実績(平成27年度決算)	8,463 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	98 千円

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・父母等 6,500円 ・配偶者がなく扶養している場合 子 10,000円、父母等 9,000円 ・16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同		9,661 千円	214,800 円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合) 家賃の額に応じて支給(最高27,000円)	同		3,126 千円	288,000 円
通勤手当	●交通機関を利用する場合 運賃代55,000円までは全額支給 ●自動車等を利用する場合 通勤距離に応じて2,000円～28,000円を支給	同		2,312 千円	49,200 円
管理職手当	7級職 30,000円 7級相当職 14,000円 6級職相当職 7,000円	異	国は職務の級等 に応じ31700円～ 139,300円	4,752 千円	198,000 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合勤務1時間につき勤務1時間あたりの給料額の135/100を支給	同		736 千円	8,658 円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日等において勤務を命ぜられた場合、 勤務1回につき支給する 7級職8,000円または12,000円(勤務時間による) 6級職4,000円または6,000円(勤務時間による) 管理職が週休日以外の日の深夜(午前0時から5時) 勤務1回につき支給する 7級職 6,000円 6級職 5,000円	同		1,087 千円	104,400 円
宿日直手当	宿日直業務1回につき 4,200円	同		4,091 千円	79,200 円

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	760,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	609,000 円	876,000 円 / 520,000 円	
報酬	議長	270,000 円	370,000 円 / 205,000 円	
	副議長	226,000 円	320,000 円 / 165,000 円	
	議員	215,000 円	300,000 円 / 146,000 円	
期末手当	町長	(平成29年度支給割合)		
	副町長	4.20	月分	
退職手当	議長	(平成29年度支給割合)		
	副議長	3.25	月分	
備考	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額×35/100×在職月数	12,768,000円	任期毎
		給料月額×25/100×在職月数	7,308,000円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、町長等の給料の特例に関する条例に基づく減額措置を行う前の金額である。

2 類似団体における最高/最低額は、減額措置等を行う前の金額である。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

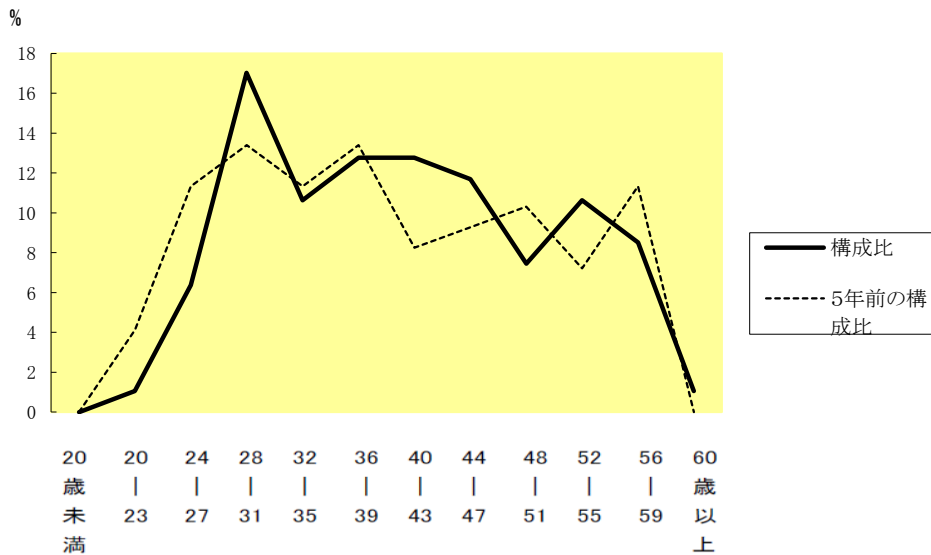
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成29年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	育児休暇の職員の配置換え
		総務	25	24	-1	
		税務	7	7	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	4	4	0	
		土木	4	4	0	
		民生	20	21	1	
		衛生	11	10	-1	
	計	78	77	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.8 人	
	教育部門	8	8	0		
消防部門						
小計	86	85	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.2 人		
会業	水道	3	3	0		
	国保・介護	6	6	0		
	小計	9	9	0		
合計		95	94	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.9 人	
		[115]	[115]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(ただし教育長は除く)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	1人	6人	16人	10人	12人	12人	11人	7人	10人	8人	1人	94人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標の年次別計画の概要

年度	前年度当初 職員数	前年度中途 退職者数	当年度採用 職員数	計画値
平成28年度	95	4	5	96
平成29年度	96	1	3	98
平成30年度	98	2	2	98
平成31年度	98	2	2	98
平成32年度	98	4	4	98
計		13	16	

- (注) 1 計画期間は、平成28年から平成32年である。
2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
3 増減は、各年の欄にあつては対前年度比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 退職管理の状況

平成28年度該当者なし。(平成29年12月1日現在)